

締約国に関する情報 KR	大韓民国 一般情報	附属書 B1 KR
国内官庁の名称	Korean Intellectual Property Office (韓国知的財産庁)	
所在地	Government Complex-Daejeon, 189 Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon 35208, Republic of Korea	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(82-42) 481 87 70 (受理官庁) (82-42) 481 57 41 (国際調査機関, 国際予備審査機関)	
電子メール	kipopct@korea.kr (受理官庁) isa.kipo@korea.kr (国際調査機関, 国際予備審査機関)	
インターネット	http://www.kipo.go.kr	
ファクシミリ装置	(82-42) 472 34 73 (受理官庁) (82-42) 481 85 78 (国際調査機関, 国際予備審査機関)	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか? (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類。ただし、PCT第22条及び第39条に基づく翻訳文を除く	
書類の原本提出義務	請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか?	送付する ¹	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS ² から優先権書類を取得できるようにする用意があるか?(PCT規則17.1(b)2)	出願人がWIPO DASから国内出願を取得できるようにする用意がある ³	
大韓民国の国民及び居住者のための管轄受理官庁	WIPO国際事務局又は韓国知的財産庁	
国内法令 ⁴ は外国官庁への国際出願を制限するか?	次の場合、出願は制限される: 居住者による出願 ⁵	

[次頁に続く]

1 附属書D及びEも参照。

2 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

3 出願をDASで利用可能とすることを請求する方法の詳細に関しては、次を参照されたい。
<https://www.patent.go.kr/smart/jsp/ka/menu/support/main/WipoAccessCodeHelp.do>

4 特許法第41条。

5 国防上の利益に関係する可能性がある出願に適用される。

KR	大韓民国 (続き)	KR
大韓民国が指定 (又は選択) されている 場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 ⁶	韓国知的財産庁	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案	
国内官庁が認める手数料の支払方法	<p>受理官庁として： 国際出願手数料及び国際調査手数料は国際出願時に各支払人に付された口座番号の1つに送金することができる。</p> <p>国際予備審査機関として： 国際予備審査手数料は電信送金又はクレジットカードによるオンライン支払が可能である。支払は次の指示に従う：</p> <p>1. 電信送金の情報 (1) 銀行名：National Agricultural Cooperative Federation, Government Complex Daejeon Branch (2) SWIFTコード：NACFKRSE (3) 口座番号：676-01-011484 (4) 受取人名：KIPO^{7, 8}</p> <p>2. クレジットカード支払の情報 KIPOウェブサイトでのクレジットカードによる手数料支払： https://www.kipo.go.kr/en → `PCT ISA Portal` → PCT Fees Payment 出願人が国際出願番号及びパスワード (ファイル参照) を入力すると、支払情報が表示される。表示された情報に従いクレジットカードによる手数料支払が可能である⁹。</p> <p>指定官庁として： 手数料は国内段階移行時に各支払人に付された口座番号の1つに送金することができる¹⁰。</p>	
国際型調査に関する韓国の規定 (PCT第15条)	なし	

[次頁に続く]

6 対応する国内段階を参照されたい。

7 出願人が電信送金を行う場合には、手数料の正確な額を送金する目的で、送金側及び仲介の銀行処理手数料を考慮する必要があることに留意されたい。KIPOが全額を受領するために、電信送金人は自身がすべての仲介銀行処理手数料について責任を負う旨を、自身の銀行に通告すべきである。この額は送金に関する金融機関の数によって異なる。

8 支払が正確な出願に割り当てられる目的で、PCT出願番号、出願人の氏名又は名称、支払う手数料の種類、支払額などを送金情報に記入されたい。

9 出願人は、国際調査機関又は国際予備審査機関としての韓国知的財産庁に手数料支払の意思を表明する書簡を送付した後であれば、自身の支払リストを確認することができる。

10 詳細については、<https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=92004&> を参照されたい。

KR

大韓民国 (続き)

KR

国際公開に基づく仮保護

出願人が国際出願の韓国語による翻訳文を提出し、かつ、国内手数料を支払った後に、当該翻訳文は公衆の閲覧に供される。出願人は、当該出願の公開後に、かつ、当該出願の請求の範囲に記載されている発明の内容を記載した書面の形式において出願人が警告をすることにより、警告後であって特許権の登録前に当該発明を業として実施した者に対し、当該発明が特許された発明である場合に当該発明の実施に対し通常受けるであろう金銭の額に相当する額の補償の支払を請求することができる。

大韓民国が指定（又は選択）されている場合の有益な情報

大韓民国が指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載するか、又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

優先権を主張している先の国内出願に関する特別の規定があるか？また、その規定による効果は何か？

大韓民国特許法第56条は、大韓民国の指定を含む国際出願であって、大韓民国で有効な特許又は実用新案の付与を求める先の国内出願の優先権を主張しているものについて、当該先の国内出願は出願日から15か月経過後に取り下げられたものとみなされる旨規定しているが、当該先の出願が次のいずれかに該当する場合には例外となる。

- (i) 先の出願が放棄、無効又は取下げ処分となっている場合
- (ii) 特許若しくは実用新案登録の付与又は拒絶に関する決定又は審決が最終的に確定している場合
- (iii) 関係する先の出願に基づく優先権主張が取り下げられている場合

先の国内出願の優先権を主張している国際出願の出願人がこの効果を回避するよう希望するのであれば、PCT規則4.9(b)の規定に従い、出願人は大韓民国の自動的指定を除外するか、又は先の国内特許出願に関して、国際出願の後であって優先日から15か月の満了前に、大韓民国の指定を取り下げよう検討することができる。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あり（附属書L参照）